

高校生等の医療費を 助成しています



町では、子ども医療費助成事業を拡大して、「高校生等」を対象に、通院・入院に係る医療費の自己負担相当分(保険対象分)を、町内の商店等で使用できる商品券で助成しています。

【助成の内容】

- ☆「高校生等」とは、義務教育修了後の高校・高専などに通う学生又は町内に在住の親等の扶養を受けている、満 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者です。
- ☆役場窓口で申請が必要です。下記の「申請に必要なもの」を持参ください。
- ☆助成対象金額は500円単位とし、端数の金額は切捨てします。

【助成上限:自己負担限度額相当額まで】

- ☆通院・入院の際に支払った保険外診療(文書作成料・ 入院時の寝具代、薬の容器代など)及び食事負担額など については<u>助成の対象外</u>です。
- ※申請期限は受診日の月末から起算して2年間ですので、お早めの
- 手続きをお願いします(例:令和3年4月受診分は、令和5年4月末日が申請期限)

【申請に必要なもの】

- ◎医療機関が発行した領収書等の原本·レシートは不可 (保険診療で自己負担額と受診者氏名が記入されているもの)
- ◎学生証もしくは保険証などの対象者であることが確認できるもの
- ◎入院の場合は、自己負担区分のわかるもの (自己負担限度額認定証等)

【還付までの流れ】

- ① 役場へ必要書類を持参し、申請
- ② 金額を確定し、申請者へ商品券 引換券を郵送
- ③ 商工会へ引換券持参 商品券受取

【詳しくはこちらにお問い合わせください】

役場保健福祉課国保医療係 ☎85-4804